

全国健康保険協会評議会関係規定集

○健康保険法(大正11年法律第70号) (抄)

(評議会)

第7条の21 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第34条第1項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。

○全国健康保険協会定款 (抄)

第4章 評議会

(評議会)

第28条 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

(評議員及び評議員の委嘱)

第29条 評議会の評議員(以下「評議員」という。)は、12人以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

(評議員の任期)

第30条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議会の職務)

第31条 次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。

(1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

(2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

(3) その他当該支部の業務に関する重要事項

(準用)

第32条 評議会の運営については、第22条から第26条までの規定を準用する。この場合において、第22条中「理事長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

全国健康保険協会評議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康保険法(大正11年法律第70号)第7条の21に規定する全国健康保険協会(以下「協会」という。)の評議会(以下「評議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び評議員の委嘱)

第2条 評議会の評議員(以下「評議員」という。)は、12人以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

(任期)

第3条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議会の招集)

第4条 評議会は、支部長が招集する。

2 支部長は、評議員の総数の3分の1以上の評議員が審議すべき事項を示して評議会の招集を請求したときは、評議会を招集しなければならない。

(議長)

第5条 評議会に議長を置き、評議員の互選により選任する。

2 議長は、評議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を行う。

(定足数)

第6条 評議会は、評議員の総数の3分の2以上又は第2条第2項に掲げる評議員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(評議会の職務)

第7条 次の各号に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴かななければならない。

(1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

- (2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項
- (3) その他当該支部の業務に関する重要事項

(議決方法)

第8条 評議会の議事は、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 評議会の庶務は、支部における企画総務部企画総務グループにおいて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、評議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、議長が評議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

全国健康保険協会運営委員会関係規定

○健康保険法(大正11年法律第70号) (抄)

(運営委員会)

第7条の18 事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
- 3 前項の委員の任期は、二年とする。
- 4 第7条の12第1項ただし書及び第2項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

(役員の任期)

- 第7条の12 役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(運営委員会の職務)

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
 - 二 第7条の22第2項に規定する運営規則の変更
 - 三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
 - 五 第7条の35第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
 - 六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(委員の地位)

第7条の20 運営委員会の委員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(秘密保持義務)

第7条の37 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

○健康保険法施行規則(大正15年内務省令第6号) (抄)

(運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項)

第2条の4 法第7条の18第1項に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、協会の理事長が招集する。

- 2 協会の理事長は、運営委員会の委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、運営委員会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。
- 5 運営委員会は、委員の総数の3分の2以上又は法第7条の18第2項に掲げる委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

○全国健康保険協会定款 (抄)

第3章 運営委員会

(招集)

第22条 運営委員会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、委員の総数の3分の1以上の委員が審議すべき事項を示して運営委員会の招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。

(委員長)

第23条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、運営委員会の議事を整理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営委員会は、委員の総数の3分の2以上又は第19条第2項に掲げる委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって、決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の運営)

第26条 本章に定めるものを除くほか、運営委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。